

三次市教育委員会議案第 5 号

三次市教育委員会委員長の選任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 2 条第 1 項及び三次市教育委員会会議規則第 2 条の規定により，三次市教育委員会委員長を選任されたい。

平成 2 1 年 5 月 2 0 日提出

三次市教育委員会